

学力向上のための教育課程見直し懇話会設置要綱

(設置)

第1条 学力向上のための教育課程見直しにあたり、幅広い視野からの意見を求めるため、学力向上のための教育課程見直し懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項において意見を述べる。

- (1) 学力向上のための教育課程見直しに関すること。
- (2) その他会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇話会は、別表のと通りの委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年10月末までとする。ただし、特別の事由があると認められるときは、別に任期を定めることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 懇話会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由がある場合において出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会教育支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成27年8月3日から施行する。